

## 長野県住宅供給公社一般行動計画

当社は、職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることにより、その能力を十分発揮できるよう、次のとおり一般事業主行動計画を策定しました。

計画期間 令和5年9月1日～令和10年8月31日

実施内容

### 【目標1】

計画期間内に、長野県住宅供給公社職員の育児休業等実施要領に該当する職員の、育児休業取得状況を、次の水準以上にします。

男性職員： 計画期間中に1名以上取得

女性職員： 取得率80%以上

#### 《対策》

令和5年9月～ 男女とも育児休業取得が可能である旨を、該当職員に対し周知を行います。

### 【目標2】

計画期間内に、年次有給休暇の年間平均取得日数を1人10日以上にします。

#### 《対策》

令和5年9月～ 年次有給休暇取得促進のため、連続した休暇を計画的に取得するよう呼びかけを行います。

また、勤続年数10年以上の者に対しては、個別に既設のリフレッシュ休暇（5年毎に連続して5日間）の取得を促します。

### 【目標3】

所定外労働の削減を進めるため、毎週水曜日及び金曜日をノー残業デーに指定します。

#### 《対策》

令和5年9月～ 週二日のノー残業デーについて周知を図り、確実に実施できる職場環境づくりに努めます。